

元職員による住民基本台帳システムの私的利用について

平成 25 年 10 月 29 日
市民部

1 概要

各支所・出張所では、住民基本台帳システムにより市民の個人情報を保管、管理し、市民からの申請等により住民票等を発行しているが、本来の業務目的以外の私的意図を持って特定個人の情報を取得した事件が発生したので報告する。

2 事件の内容

(1) 関係者

ア 私的利用をした職員

元出張所長（64歳、部長級の元職員、男性。）

出張所長（非常勤特別職）として平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで在職。)

イ 個人情報を取得された市民

知人男性（以下「A」という。）

ウ 通報者

知人女性（以下「B」という。）

(2) 私的利用の場所

盛岡市都南総合支所飯岡出張所

(3) 使用したシステム

盛岡市住民記録システム（市独自の庁内システム。職員 746 人にパスワードを付与。）

※ 住民記録システムは平成 24 年 5 月 7 日、新しいシステムに変更しており、現在、同日以降のログイン記録が保管されている。

(4) 私的利用の時期及び件数

ア 平成 23 年 11 月頃 1 件（事情聴取により確認。ログイン記録は無し。）

イ 平成 24 年 6 月 20 日 1 件及び平成 25 年 3 月 28 日 1 件（ログイン記録及び事情聴取により確認。）

(5) 私的利用の概要

ア 平成 25 年 8 月 26 日、B から、住民記録システムに不正に閲覧をし、B の友人である A の住民記録情報を得ている元職員（部長級で退職。）がいる、との情報が寄せられた。

イ 市では、住民記録システムのログイン記録を調査したところ、元職員が勤務していた飯岡出張所の端末から、A の住民記録情報を閲覧したことが確認された。

ウ 市では、元職員から事情聴取をしたところ、元職員も在職当時、住民記録システムを私的に利用し、A の住所記録情報を閲覧したことを認めた。（平成 25 年 8 月 30 日、9 月 26 日、10 月 7 日、10 月 17 日事情聴取。）

エ 元職員が私的利用により閲覧した住民記録情報については、第三者への提供は確認されなかった。（事情聴取による。）

(6) 私的閲覧の理由

元職員と A は古くからの知り合いであるが、金銭貸借があり、A が元職員に知らせることなく転居をした。元職員は、A が日ごろ通っている店等を起点に居所を探しだしたが、住民記録情報によつても確認するため、システムを私的に利用したものである。

また、平成 25 年 3 月 28 日の閲覧は、A が引越ししていないかを確認するため、システムを私的に利用したものである。(事情聴取による。)

(7) その他

前記の私的利用にかかる調査の過程において、次の私的利用についても確認された。

ア 私的利用の時期及び件数

平成 25 年 3 月 28 日 2 件（ログイン記録及び事情聴取により確認。）

イ 私的利用の理由

元職員と古くからの知り合いである知人（以下「C」という。）は、飯岡出張所の職員に対して苦情を頻繁に寄せたことから、元職員は盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特定要求行為の提出を考えていたおり、C の住民登録上の住所を家族の住民記録情報で確認するため、システムを私的に利用したものである。（事情聴取による。）

3 元職員の違反事項

上記の確認した事実をもとに、顧問弁護士との協議をふまえ、市としては、元職員は、住民記録システムを私的に利用し住民記録情報を見たというものであり、盛岡市個人情報保護条例第 9 条（職員等の義務）には違反する行為であるが、同条例第 70 条（罰則）に規定する「電磁的記録を収集した」ことには該当しない行為と判断したものである。

4 処分等

市としては、盛岡市個人情報保護条例第 9 条に違反する行為を行った元職員に対し、厳重注意をした。

また、管理監督者については、今後、適切に対応を行うものとする。

5 原因と再発防止措置

今回の事件の原因は、当該元職員に公務員としての倫理観と個人情報の重要性についての認識が欠如していたこととともに、住民記録システムを不正閲覧する行為に対する予防体制とチェック体制が十分に機能していなかったことがある。

これを踏まえ、市として、個人情報の適正な取り扱い及び情報システムの利用について厳格を期すよう通知したほか、情報統括管理者名でも情報セキュリティポリシーの遵守について通知し徹底を図った。

また、再発防止を図るため、毎月職場で行っている職場研修（服務ミーティング）において、11 月までに「情報処理システムの目的外利用の防止について」をテーマに実施することとした。

〈参考〉

盛岡市個人情報保護条例

第 9 条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 70 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に関する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【総務省ホームページから】

行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護〈罰則〉

Q 12・1 保護法には、どのような罰則が設けられていますか。

A 3) 法第 55 条関係（市の条例では第 70 条）

「収集」とは、文書等を集める意思を持って進んで集める行為をいい、文書等を自己の所持に移すことが必要で、単に見ることはこれに当たりません。